

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部住民情報担当 ( 6 2 0 8 - 7 3 3 8 )
処分担当名	区役所住民情報担当
処分の名称	登録申請
概 要	印鑑証明制度は、経済取引などにおいて極めて重要な役割をしており、この制度の公正な運用を図るため、必要な事項を印鑑条例において定めたものです。 印鑑登録証明書は、印鑑登録した者にかかる印章について、印鑑登録原票に登録されていること及びその印影を証明するものであり、証明書の交付が必要な場合は事前に印鑑登録がなされていることが必要であり、印鑑登録申請の要件は厳格に規定されています。
根拠法令等 及び条項	・ 印鑑条例(昭和49年12月21日 条例第82号) 第2条、第3条、第4条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&amp;SY SID=150&amp;FNM=v8000193042001011.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&amp;SY SID=150&amp;FNM=v8000193042001011.html</a> ) ・ 印鑑条例施行規則(昭和49年12月21日 規則第131号) 第3条、第4条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&amp;SY SID=151&amp;FNM=v8000194042001011.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&amp;SY SID=151&amp;FNM=v8000194042001011.html</a> )
審査基準	1. 登録資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者</li> <li>・ 外国人登録法により本市の外国人登録原票に登録されている者であること</li> <li>・ 印鑑登録の際に、他の印鑑登録がないこと</li> <li>・ 成年被後見人又は15歳未満でないこと</li> <li>・ 登録しようとする印鑑が印鑑条例第4条に規定する印鑑に該当しないこと</li> <li>・ 印鑑条例施行規則別記第1号様式による印鑑登録申請書によって、申請が行われていること</li> <li>・ 申請書に記載された住所、氏名、生年月日及び性別が、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載された内容と相違していないこと</li> </ul> 2. 登録できない印鑑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録された氏名、氏若しくは名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</li> <li>・ 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</li> <li>・ ゴム印その他印面が変化しやすいもの</li> <li>・ 印影の大きさが、一辺8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</li> <li>・ 印影が鮮明でないもの</li> <li>・ その他区長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの</li> </ul> 3. 印鑑登録申請の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくことを照会書を送ることにより確認する</li> <li>・ 申請者本人が行った場合、官公署の発行した免許証、許可証もしくは身分証明書であって本人の写真をはり付けたもの又は外国人登録証明書の提示により確認することができる。</li> </ul>
標準処理期間	即日
経由日数	0
提出先	区役所住民情報担当
提出時期	任意
提出方法	次の書類を住民登録がある区役所住民情報担当へ提出してください。 ・ 印鑑登録申請書(印鑑条例施行規則別記第1号) ・ 本人による申請で、即日交付を希望する場合、顔写真の貼付がある公的機関が発行する証明書 ・ 代理人による申請の場合、委任状
手数料	無料
相談窓口	区役所住民情報担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html">http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html</a>
備 考	